Title	消費者信用取引と割賦販売法五条・六条(1)
Author(s)	千葉, 恵美子
Citation	北大法学論集, 33(2), 1-33
Issue Date	1982-10-22
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16394
Туре	bulletin (article)
File Information	33(2)_p1-33.pdf



消費者信用取引と割賦販売法五条・六条 (一)

葉

恵 美

子

五 1 立法過程からみた割賦販売法五条・六条の適用範囲 取引形態からみた物的適用範囲 割賦販売法五条・六条の人的適用範囲(以上本号) 語(以上次号)

目

次

問題の所在

問 題 の 所 在

賦販売法五条・六条の人的・物的適用範囲を解明したいと考える。 を検討する作業が必要であると思われる。 費者を保護するために機能しているか、第二に、これらの規定による規制を他の消費者信用取引に波及させ得るか否 現状ではなかろうか。このような状況を打開するための一つの方策は、 する包括的規制 して、そのためにいかなる立法措置が必要であるかについては、 (-) 購入者に一定の保護を与えている規定の再検討に求められる。 消費者信用取引の量的拡大 の必要性が指摘されてきた。(2) (図1 a・b参照)と取引形態の多様化を背景として、 本稿では、 しかしながら、 右の視点から、 具体的にいかなる消費者信用取引をい 未だ共通した認識基盤を形成するに至っていないのが 割賦買主に対する伝統的保護規定の一つである すなわち、 消費者信用取引の古典的形態である割賦販売に 第一に、 我国でも消費者信用取引に対 これらの伝統的保護規定 かに規制する が そ

け が設けられている(同法六条)。 の解除又は期限の利益を喪失させ一括して残代金を請求するには、 よって次のような保護を受けることになる。 ればならない |賦販売の取引形態を利用して物件を購入すると、 (割賦販売法五条)。 しかも、これに反する特約は無効とされる(同法五条二項、 また、 割賦販売業者が契約を解除した場合に顧客に請求できる金額 すなわち、 顧客は、 割賦販売業者が購入者の賦払金の支払遅滞を理由として、 割賦販売法の数少ない効力規定である同法五条・六条に 二〇日以上の期間を定めて書面で支払いを催告しな 六条本文)。 についても制 契約

る期限

!の利益の当然喪失条項を無効とする点で民法九一条の特則と解せられる。

他方、

六条は、

損害賠償額の予定を有

特約

によ

五条は催告期間を法定化し書面を要求する点で民法五四一条の解除の要件を加重した規定であり、

従って、

北法33(2+2)300

⊂
$\overline{\alpha}$
~
'n
ŕ.
•
0
Č
ç
ç
+
2,
-2
т

(単位: 億円)

(単位: 億円)

		昭和46年	47年	48年	49年	50年	51年	52年	53年	54年	55年
住宅	ローン計	13,800	26,320	37,240	38,030	51,370	65,610	73,320	91,540	104,300	0 94,618
	ローンを除く 者 信 用 計	32,440	40,520	50,770	57,450	72,610	84,190	98,720	117,560	139,700	155,581
内訳	金融関係	8,200	9,990	14,440	14,280	18,900	23,170	28,460	36,690	45,250	52,264
	販売関係	24,240	30,530	36,330	43,170	53,710	61,020	70,260	80,870	94,450	103,317
消費	者信用合計	46,240	66,840	88,010	95,480	123,980	149,800	172,040	209,100	244,000	0250,199

図1a 新規信用供与額の推移^{*}

『日本の消費者信用統計 '82 年版』49 頁参照(推計方式,データ,分類方式については44-48 頁参照)

○は地方公共団体の計数が未算出で含まれていない。

		昭和46年	47年	48年	49年	50年	51年	52年	53年	54年	55年
住宅ローン計		58,110	84,280	117,590	164,100	200,340	269,780	317,210	393,330	459,010	0517,444
住宅ローンを除く 消費者信用計		23,230	27,920	34,160	38,930	48,360	56,850	67,640	82,730	100,030	116,989
内訳	金融関係	10,730	12,650	15,970	17,150	20,820	25,090	30,400	37,880	46,360	53,655
	販売関係	12,500	15,270	18,190	21,780	27,540	31,760	37,240	44,850	53,670	63,334
消費者信用合計		81,340	112,200	151,750	203,030	257,700	326,630	384,850	476,060	559,040	0634,433

図1b 信用供与残高の推移

『日本の消費者信用統計 '82 年版』 50 頁参照 (推計方式, データ, 分類方式については 44—48 頁参照) 〇 は地方公共団体の計数が未算出で含まれていない。

費者が登場してくる点が、 効とし、 ところで、 裁判所 購 がこ 入者保護のこのような要請はどこから生じて ñ を増減 割 できな 賦 販 売法五条・六条による特別な法規制を要求しているのだろうか。 いとする民法四二〇条一 項 る 0) のであろうか。 特則として位置づけることが 割賦販 **党契約** が 一 できよう。 方の当事者として消・ 伝統的な購入者保

ける 用 範囲 に定義されたことの づけることは、 的 であ 規定である割賦販売法五 範 囲 一の購 「消費者」 る。 に分析を加えることが、 入者を保護しているの 右規定を消費者保護規定として性 概念に対して具体的 间 時 な ĸ これまで実定法上 条 消費者信 . 本稿 六 か 条が な内容 用取引 の第 その人 Į, カゝ 的 なる を K 明 の ti 滴

の高度成長を背 おけると同 おける中 とり 賦 量 割 b 販 0 景 売 伸 様 48~54年 128 5.7 銀行系クレジットカード(キャッシング分合) 平均伸び率(%) 12.5 2.3 百 眥 店 à 社 力 26.5 8.1 購 λ ŧ 54.9 13.1 50 割賦購入あ っせ 12.1 17.3 뻶 腻 販 売(独立方 式) 昭和54年(実種) 10.9 式* 21.10 系 列 方 新規信用供与額 構成比(%) 21.0 3.4 便 金 賃 出 墾 貯 2. 1. 屋 金 謕 7.1 ン 携 15.0 提 6.5 非 携 ン 56.1 *14.8* € 貸

附けすることに役立つと思わ

n

他の先進資本

主義諸国に

顕

(著になった。

与信形態の多様化現象

は

として、

九六

五(昭)

和四(

○)年以降、

的 11

地 他 は

位

を奪

わ

n

7

い

る。

経

済

び

今日著しく減少

(図 2

参照)、

割

の与信形態に消費者信用取引に

K)我国

でも

割賦販

売の形態を採る取引

住宅ローンを除く消費者信用供与形態別平均伸び率 (昭和48 図 2 -54年)及び昭和54年(実績)新規信用供与額にみる信用供 与形態別構成比

『日本の消費者信用統計 '82 年版』 353 頁参照 日本経済新聞 1982 年 4 月 30 日参照

※系列方式は、耐久消費財等のメーカーが自社製品の販売促 進を図るために設立したメーカー系クレジット会社が採用 する方式であり、信用供与者であるメーカー系クレジット 会社・消費者間の契約は割賦販売契約又は金銭消費賃借契 約である点に注意する必要がある。

護

され

割賦販売以

外

の

消費者信用取引形態に対する五条・

六条の類推適用

0

可能性

を示したい(四)。 成を通じて、

最後に、

現在、

我国

で

本稿 7

0)

五条・六

条の

類

推

適

用の可否が問題となった判例の分析と割賦販売契約の法構造の再構

検討することが、 請 用供与者の 多当事者間契約の構造を採る消費者信用取引形態に対して、 主以外 販 求等 一売における信用供与機能 我国で現在利 の第三者 権利行使 0 制 限 に負担させることによって生じたと言ってよいであろう。 必要となる。 の問題 用されている消費者信用取引において、 につき、 契約解除権の行使、 これが、 ·信用調査機能、 現行割賦販売法五条・六条の類推適用がどこまで可能か、 本稿の第二の目的である。 期限の利益喪失条項の主張、 資金負担機能、 消費者が賦払金を遅滞し債務不履行に陥っ 法規制の対応は遅れていると言わなければならない。 債権回収機能、 損害賠償額の特約ないし違約金条項に基づく L か 貸倒処理機能 L ながら、 右に指 その物的適用範囲の限界を 摘し <u>め</u> た場合にお た 部ないし全部 ような、 ける信 そこ を売 わば

法構造の確定とその類型化作業にひとつのたたき台を提供する意義があると思われる。 になろう。 論究しようとする本稿の試みは、 が できるか、 換言すれば、 この点で、 という点にある。 消費者が関与するいかなる信用形態を、 本稿には、 従って、 包括的消費者信用取引法の制定のための準備作業として不可欠な各消費者信用取引 各信用取引形態に内包されている共通項を抽出する作業を前提とせざるをえないこと 割賦販売以外の信用形態に対する割賦販売法五条 割賦販売法五条・六条の規制を受ける割賦販売と同視すること 六条の 類 推 適用 の可 能 0 K

法者が割賦販売法 以下では、 賦 販売法と同法五条・六条の人的適用範囲の関係を検討する(三)。 右に述べた課題に次の手順で考察を加えることにする。まず第一 |五条・六条の適用範囲をどのように考えていたかを考察し(二)、 第三に、 第二に購入者保護を立 に割賦販売法の立法過程 割賦販売以外の取引形態に 法目 にお 的 い 0 て立 つ ひ

課題に関連して消費者信用取引の包括的規制に際して考慮すべき問題点を簡単に指摘して結びとする(五)。 要約 利 用 北法33(2.5)303

では、

割賦販売法上明文の規定がないことの意味を改めて考えてみる必要があるのではなかろうか。

法上の規定が適用される」というテーゼ――右のテーゼの裏となる――が常に真であるとは、論理的にいえない。そこ 定は適用されない(特別法は一般法に優先する)」というテーゼから「割賦販売法上明文の規定のない場合には直ちに民 民法上の規定を適用すべきである」という主張である。しかし、「割賦販売法上明文の規定がある場合には民法上 さねばならない」とする反論が予想される。つまり、「割賦販売法五条・六条の要件に明文上合致しなければ、前述した **うな前提に対しては「割賦販売法は民法の特則であり、それ故契約の内容を制限する効力を定める規定はより厳格に解** ところで、本稿は割賦販売法五条・六条の類推適用の可能性を肯定する、という前提から出発している。このよ 0)

- ・を除く)は一六兆二、八九一億円(分類方式、推計方法、データについては前掲書一七―二九頁参照)で 昭和 五五年の民間最終消 日本割賦協会『日本の消費者信用統計28年版』一九八二年三三頁、五一頁によると昭和五五年の消費者信用新 規供与額 (住宅
- 国民生活審議会消費者政策部会報告』一九八○年三七頁。この報告は昭和五三年九月に公表された中間報告と同じ内容である)。 質に即して考えるべきである」と述べられている(経済企画庁国民生活局消費者行政第一課・第二課編『消費者政策の新しい課題―― 取引を包括的に考えておく必要がある。そのためには、消費者信用取引の範囲をその契約等の形式によってではなく、 正化について」の中では「消費者信用取引の適正化を図る法的規制を考えるにあたっては、今後ますます多様化していく消費者信 割賦販売法改正案を審議した衆参両議院商工委員会でも政府が消費者信用保護に関する基本立法を検討するよう、附帯決議をしてい と指摘されている(通産省産業政策局消費経済課編『新版・増補 新割賦販売法の解説』一九七六年三五八頁)。また、昭和四七年の 販売と結びついていることに限定しないで消費者信用全体を対象とする「消費者信用保護法」的なとらえ方をすることが必要である の保護増進について」(昭和四七年一月二八日)では、消費者保護に万全を期するには規制の対象を分 割払いであること、 費支出(実質)に占める割合で一五・九四%に達し、国民総生産(実質)の八・六%に相当する。 る(同一五―一六頁)。その後、一九七九(昭和五四)年九月に公表された国民生活審議会消費者政策部会報告「消費者信用取引の適 たとえば、一九七二(昭和四七)年の割賦販売法改正に指針を与えた通産省割賦販売審議会答申「消費者信用に関する消費者利 商品等の

3 を拡張解釈して、 定をするものであって、 .て特別法を制定した趣旨に従い、 のとすることが必要となる」と述べている。 形式的に考えることは妥当ではない。……その立法趣旨が、その事態から生ずる問題のうちある事項、関係についてのみ特別の規 星野英一『民法概論Ⅰ』改訂版 明文の規定こそないが、なおその事項、 その関係を包摂させたり、 他の関係については一般法に委ねるという趣旨ならば、一般法を適用すればよい。しかし、 一九七四年一四頁以下は 特殊の考慮をする必要があると解される場合がありうる。 あるいは一般法を適用するが、 関係については、一般法の規定をそのまま適用するのは妥当でなく、 「特別法の規定がないときは直 特別法の趣旨を考慮してその解釈を他の場合と異なった ちに一般法の規定がそ その場合には、 あるいは特別法の規定 のまま その特別法 その事態に 開さ れる」 0

一 立法過程からみた割賦販売法五条・六条の適用範囲

考察を通じて、現在、 なる問題点をはらんでいるかを浮き彫りにしてみることにしよう。 立法者はいかなる場合に、 消費者信用取引に関する法のいわば欠缺状況に遭遇して、 割賦販売法五条・六条が適用されると考えていたのだろうか。本章では、 割賦販売法五条・六条が解釈論上い 立法過 程 か 0)

き条項のひとつとして、現行法五条・六条の原型となる規制の必要性をすでに指摘していた。そこでは、 部会の答申「割賦販売に関する取引秩序法の作成について」である。同答申は割賦販売制度に関して立法措置を講ずべ かつ定型的な条件で販売できる消費財および生産財を目的物とし、その代金を二月以上の期間にわたり、 『賦販売法の制定の基礎となったのは、一九六○(昭和三五)年二月一日に公表された通産省産業合理化審 耐久性を有 かつ三回 議 会流 通

第一に法律形式の如何にかかわらず、その実質において割賦販売と同様の目的をもつものを同一に規制すべきか、第二

以上に分割して支払うことを条件とする販売の場合に私法上の規制を加えている。

当時の流通部会の審議資料を見ると

売会、 に不動 は ょ V 答申の内容から必ずしも明らかではない。 *ስ* ፡ 共済組合等がその構成員に対して行なら割賦販売を購入者が一般消費者である場合の割賦販売と同様に規制 産 が 問 サ 題点としてあげられていた。 I ビス、 有価証券の割賦販売をどう取り扱うの l かしながら、 とりわけ、 第一の取引形態からみた割賦販売法の適用範囲については、 これらの点につき、 か、 第三に購入者が商人である場合の割賦販売あるい 流通部会が Ų, か な る 結 論 K 至 っ た 0) L は 購 カン 7

賦 販 |売と割賦購入あっせんの定義が示されるにとどまっ 前述した流通部会の答申をもとに作成された割賦販売法案は、 たのである。 ほぼ原案どお

たえ りに可決され、 その際、 立法者は次 一九六一 のように割賦販売法 (昭和三六) 年七月一 の 規制: Ħ 対象を考えていたものと解され 割賦販売法は公布されるに至

すなわち、

取引形態

の面からみると、

いわ

ゆ

る

とした販売-たり、 参照)、 通常の割賦販売 て二回以上にわたり、 かつ三回以上に分割して受領することを条件 前払式割賦販売 (但し、 割賦販売法二条一項及び図3・ 代金の全部又は 代金を二月以上の期間 (但し、 商 品の引渡に先立 部を受領 図 にわ

利用者に対して、

特定の販売業者から商品を購入す

せん業者が、

ることを条件とした販

売

割

賦

販売

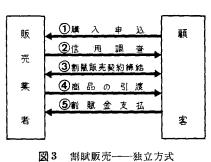
法一一条

参

及び割賦購入あっせん(登録した割賦購入あ

商品を購入しようとする者、

すなわ



②信用調査の依頼 ーカ 系 4)版 承 認 販 壳 店 クレジット会社 (7)商品代金 括払い (8) 割 (5)割賦販売 (6) 商品の引渡 契約締結 ③ 信用調査 (1) 商品購入の申込 顧 客 図4 割賦販売ー -系列方式

付する取引 月以 販売業者から商品を購入したときは、 ることができる証票その他の物を交付 上 一の期 間 に わ 割賦販売法二条五項及び図5参照) たり、 力ነ つ三回以上に分割して支払い、 割賦購入あっせん業者に対して当該利用者は当該商品 当該利用 を規制対象とする。 者がその証票その他 他方、 割賦購7 次に、 入あ の物と引換えにまたはそれを提示 5 取引の 난 ん業者は当該販売業者に当該 対象となっ の代金に相当する額 た目 的 物 して、 0) 面 からみ 金額を交 特定の

えないサ で、 ちでも飲食料品 指定· 政令で定めるものとされて が排除されている。(ユ) 1 ・ビス、 不動(1) 燃料等 0 消耗物品 人的適用 有価証券を割賦 いる。 範囲の面 船 そこで 舶 販売法 鉄道車 は からみると、 用 の規制対象から除外し、 一両等 語の の特に高額で 通常の意味で 流通段階に 注 仗 おける業者 文生産 商品 動 産 ざれ と言 0) 5

Ł

商

品

すなわち耐久性を有し

かつ定型的な条件で販売するのに適する商

品

る

るもの

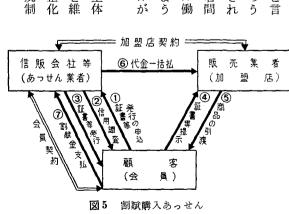
組 0) な事業者がその従業者に対して行なう割賦販 なら割っ 合がそ 取引 賦販 の団 割 賦販売法八条一 **売** .体の構成員に対して行なう割賦販売 (同三号) には割賦販売法 号(特別法に基づく組合・公務員の職員団 は適用され 売 (同五号)、 (同四号) ないと規定され 国又は地方公共 及び購売会事業の 体 及び 团 体 労 よう が

の立場 持するという見地 し適正化 からの !を計ろうとする割賦 規制もあるし、 割 賦販売法は単 から Ō 規制も 業者相互の過当競争を防 なる民事立法ではない。 ある。 (販売法五条 それ故 六条が、 購 入者の Ŀ 金融 ため į 前述した割賦販売法 政策または国民経 Ę 業界全体の 契約 内 健全性 . 容の の規 公正 游全体 を維

対象全部

に適用されるかどうかが次に問

題となる。



北法33(2.9)307

受領するのではなく、

れていたからである。

したがって、

法者は考えていたと思われる。 第一に、 割賦販売法の規制対象のひとつとされる取引形態、 割賦購入あっせん業者の交付する証書等による販売は、 割賦購入あっせんには五条・六条は適用されな 加盟店が購入者から代金を分割 と立

割賦購入あっせん業者から受領するので、割賦販売法にいら「割賦販売」には当たらないと解さ

取引形態の面からみると五条・六条の適用範囲は、

割賦販売法にいう「割賦販売」

のほとんどに五条・六条が適用される可能性があったと考えられる。(②) 少なくとも割賦販売法の制定時には、割賦販売が当時の消費者信用取引の大部分を占めていたところから、現実の取引 (前払式割賦販売を含む)であるとするのが立法者の意図であったと思われる。 ただ、 立法当時の取引実態からすると、

売が購入者のために商行為となる場合にも適用できると立法者は解していたのだろうか。 を理由として契約の解除又は期限の利益を喪失させるためには、二〇日以上の期間を定めて書面で催告する必要がない している。 つまり、 割賦販売法五条三項は、 他方、 割賦販売法六条には五条三項に相当する規定が存在しない。この点から、 当該割賦販売が購入者のためにも商法五〇一条乃至五〇三条に該当する場合、 購入者のために商行為となる割賦販売の場合には、 同法五条が適用されないと規定 六条のみは、 購入者の債務不履行 当該割賦販

入者が賦払金の支払いを一日でも遅滞した場合に、販売業者は何らの催告もしないで契約を解消することができる旨の 場合に割賦販売法の優先適用を排除する五条の立法趣旨と同一である。すなわち、五条も、当時多くの割賦販売契約に購 限する規定を置いた、 旨の規定や割賦販売価格の一二○%を請求する規定があり、購入者が不当に弱い立場におかれるので、 当時多くの割賦販売契約約款には、 と説明されている。このような六条の立法趣旨は、 契約が解除された場合に購入者の既払済分は全額損害賠償として当然に没収する 当該割賦販売が購入者のために商行為となる 損害賠償額を制

(1)

えよう。 う。 う。 単純な比較からは立法者が六条については五条と異なり、 規定が設けられていたのを一般の購入者を保護する立場から契約内容に制限を加えたからである。(空) 理的打算に基づいて行動する商人間の売買についても適用されると考えていたかどうかは必ずしも明らかではないと言 購入者のために商行為となる割賦販売にも、 従って、 換言すれば、 立法趣旨の

この点に関連して、 割賦販売法五条・六条を、 消費者取引に私法的規制を加える規定と解すべきか否かが、 すなわち

両

条の人的適用範囲

が問題となる(後述三参照)。

護」を目的のひとつとするに至ったからである。(8) 賦販売法の改正で、(3) 滑にし、 賦販売法の適用範囲の拡大の面からの改正は、 販売法は もって国民経済の発展に寄与することを目的とした」いわゆる取引秩序法であったが、「購入者等の 「割賦販売及び割賦購入あっせんに係る取引を公正にし、その健全な発達を図ることにより、 周知のように消費者信用取引の量的拡大と多様化を背景としておこなわれた一九七二(昭和四七) 同法は消費者保護立法としての性格をもつようになったと言われている。すなわち、それまで割賦 次の三点に留まった。 しかしながら、 消費者保護の見地から改正が検討されたとはいえ、 すなわち、 第一にローン提携販売が行なわれる場 商 品 0 利益の保 年の割 通を円

に割 者信用 賦販売とほぼ同様に規制すること、第三に近年主流となっているカードを媒介とする割賦購入あっせんに対応するよう ら払込金に相当する商品等の提供を受けることができる」いわゆる「前払式特定取引」(図6及び図7参照)を前払式割 月一定額ずつ会費等の名目で前払金を払込むことによって冠婚葬祭に関するサービスや、 「賦購入あっせんの定義を改正したこと、である。従って、 に関する消費者利益の保護増進について」で述べられているように、 改正に先立って公表された割賦販売審議会の答申 昭和四七年の改正においては「さしあたっ 特定の百貨店等の販売業者 消費

割賦販売の場合と同様に表示上の義務を販売業者に課し、クーリング・オフ制度を導入すること、第二に

ある。 化していなかった、 徹底さによって、 る取引形態と現実に行なわれている取引形態の乖離と 前払式特定取引を除き、 制しようとする割賦販売法五条・六条の適用範囲 が て消費者保護の観点から緊急に措置を講ずべき問 取り上げられたにすぎない。 そして、このような適用範囲に関する拡大の不 割賦販売法制定時にはほとんど顕在 割賦販売法の規制対象とされて 全く拡大されずに終っ 契約内容を私法的に規 たので は 題22

> 友 0 会

(2)

図10参照)。

いう現象が放置されるに至ったのである(図8・図9・

賦販売を含む) 条の適用を意図した取引形態は、 れない。 ことができれば取引形態の態様は問題ではないかもし 消費者にとっては、 だが、右に見てきたように、立法者が五条・六 分割払いで商品を安く購入する 割賦販売 (前払式割

類推適用の必要性を、

すなわち、

ことになる。 るにも拘らず、

か

くして、 旦、

割賦販売法が規制対象とする範囲と現実の取引形態の齟齬が、

消費者が五条・六条によって救済される場合と救済されない場合が生じる

我 々

に割賦販

売法五条

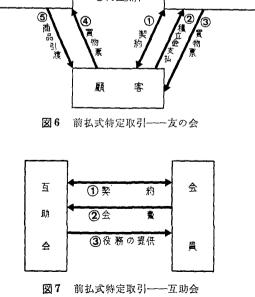
六条の

両条の物的適用範囲の限界を考察する契機を与えていると言えよう(後述四参照)。

賦払金を遅滞すると、

のみである。 従って、 消費者は割賦販売の場合と同 販 様の経済的効果の発生を期待して取引を行なってい

売 業 者



⑥代金決済

1

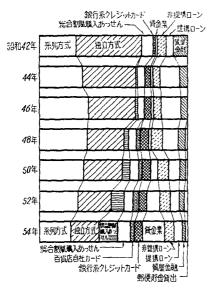


図8 住宅ローンを除く消費者信用供与 形態別構成比の推移 『ロオの消費表信用統計 '82 年版』

『日本の消費者信用統計 '82 年版』 349 頁より抜粋

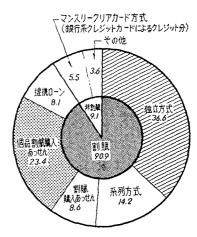


図9 1981年住宅ローンを除く消費者信用のうち販売信用における形態別構成比の推移 (新規供与額) 『日本の消費者信用統計 '82 年版』 55 頁参照

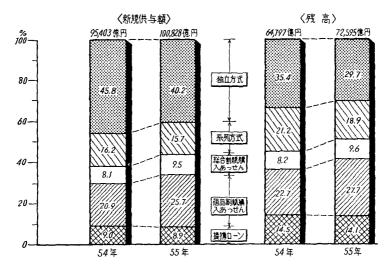


図10 住宅ローンを除く消費者信用のうち販売信用の 割賦方式における形態別構成比の推移 『日本の消費者信用統計 '82 年版』54 頁より抜粋

する。

次章では、 このような問題点をはらむ割賦販売法五条・六条の適用範囲のうち、 人的適用範囲に分析を加えることに

1 二九頁参照 7 いかなる文献を立法者意思を確定するための資料としたかを明示することとしたい。石田穣『法解釈学の方法』一九七六年一五丨 ,体的にいかにして確定するかであり、第二に具体的な判断基準を求めるのに立法者意思の措定で十分なのか、十分でないとして なる作業が必要なのか、という点にある。ここでは、 立法者意思を措定することが、ある法律を解釈するための必要条件であることは疑いないと思われる。 法解釈方法論の問題に深入りする余裕はない。 以下では、 問題は、第一に立法者意思 本稿の課題に沿っ

- 2 月 化 スト一九一号一九一二一頁、 0) か」を諮問した。 な取引秩序を確立することが、行政の重要な課題となった。そこで、通産省は広く民間の意見を聞くために付属機関である産業合理 一九五五(昭和三〇)年以降、 制定に至るまでの経緯については、 より審議をかさね、 !審議会に流通部会を設立し、一九五八年一○月二八日、 割賦販売法の制定に係る問題については、 翌年二月、 同 「割賦販売法案について」ジェリスト二○二号五二─五三頁に詳しい。 流通部会は「割賦販売に関する取引秩序法の作成について」と題する答申を公表した。 割賦販売が経済成長に伴って著しく普及・拡大したことから、 当時の通産省の担当者の手による藤田正次「わが国における割賦販売の現状と諸間題」ジュリ 同部会の発足と同時に「わが国における割賦販売制度はい 同部会に小委員会(委員長加藤一郎教授)が設けられ、 割賦販売制度につき公正かつ合理 一九五九年一〇 か K 割賦販売法 あ るべき
- (3) 前掲『新版・増補 新割賦販売法の解説』三二八─三三○頁参照
- 4 第四 通産省産業合理化審議会流通部会「割賦販売に関する取引秩序法の作成について」は、 契約の解除、 期限の利益の喪失 次のように答申している。

履 行がない場合に限り契約を解除し、 賦販売業者は、 購入者が予め定めた時期に賦払金を支払わないときは、 または未払賦払金の総額の支払を請求することができることとする。 一五日以上の期間を定めて履行を催告し、 その期間内に

する。 上記の規定に違反する購入者に不利な特約は、 購入者がもっぱら営業の用に供するために購入する場合を除き、 無効とすることと

第五 契約解除に伴う損害賠償

る。 効とすることとする。 ⊖契約のために要した費用、 賦販売業者は、 その額、 購入者から支払いをうけた代金を当然に没収するという特約、 契約が解除されたときは、 口商品の通常の使用料、 次に掲げる額の合計額をこえる額を損害賠償として請求することができないこととす その他上記の規定に違反する購入者に不利な特約は無

- 5 ジュリスト一九一号二三一二四頁がある。 通産省産業合理化審議会流通部会に提出された審議資料のひとつとして「割賦販売に関する取引秩序法を作成する場合の問題点」
- 6 通産省産業合理化審議会流通部会答申「割賦販売に関する取引秩序法の作成について」は次のように定義してい

割賦販売の定義

対して行う割賦販売、1/無尽業法に規定する無尽に該当する割賦販売。 ②次の割賦販売は適用除外とする。 領することを含む。)を条件として商品を販売することをいうものとする。なお、①対象とする商品は、広く、耐久性を有し、かつ定 な条件で販売するのに適する消費財および生産財とし、船舶、 賦販売とは、代金を二月以上の期間にわたり、かつ三回以上に分割して受領すること(銀行を指定して分割して預金させた後受 (1)当該商品の販売業者を相手とする割賦販売、 鉄道車輛等の特に高額で注文されるものは除外することとする。 回共済組合、 協同組合、 購買会等がその構成員に

第一一 割賦販売あっせんの定義

分割して受領することをいう。 加盟店から商品の給付を受けたときは、 「賦販売あっせんとは、 加盟店から商品の給付を受けることができるチケットを相手方に給付し、 相手方からそのチケットに表示されている金額を二月以上の期間にわたり、 相手方がそのチケットと引換え かつ三回以上

(7) 通産省により作成された割賦販売法案は一九六〇(昭和三五)年四月五日、 額 または損傷による価値の減損額が通常の使用料の額をこえるときはそのこえる額を合算できる)に掲げる額の合計額に、これらの金 審議未了のまま廃案となった。そこで、 会において審議されたが、日米安保条約の改定をめぐる国会の混乱により、審議を終らないまま次期国会に継続審議となり、 の支払遅滞があった場合には、 契約が解除された場合には、一号(契約のために要した費用)、二号(当該商品の通常の使用料)、三号(特に商品の利用 法定利率による遅延損害を加算した金額をこえる額を購入者に請求できない、 通産省は、 実質的には第三四回国会で問題とされた割賦販売法案六条のみを修正 第三四回通常国会に提出され、 直ちに衆議院商工委員 と規定されていた。 結局

料版一〇号三七—四五頁参照。 ける政府原案の修正点につき第三八回国会衆議院商工委員会議録四○号一─二頁、小松国男「割賦販売法の逐条的解説」法律時報資 四二条)。国会の附帯決議により、 が、その意味を明確にするため、 正されたこと。 四条六号)。③契約の解除ないし期限の利益を喪失させるための催告期間を「一五日以上」としていた政府原案が「二〇日以上」と修 運用上の規定が挿入されたこと。 法案について」法律時報資料版五号七頁参照。――一九六一(昭和三六)年二月一六日、第三八回通常国会へ割賦販売法案を再度提 これに対し、「契約のために要した費用」の額は割賦販売業者側で水増し請求する虞れがあるという批判が強く、 現行法の規定に改めた。この点について、小松国男「割賦販売法案の意義とその内容」手形研究二〇五号七頁、 政府原案は一部修正の上同年六月八日成立した。国会における政府原案の主な修正点は次のとおり。①「この法律の運用 割賦販売を行なう中小商業者の事業の安定及び振興 に 留意しなければならない」(割賦販売法一条二項)という法律 ④政府原案では、 あるいは通常の使用料の中に含まれているのが通例とみられるところから、 ②交付が義務づけられている契約書面の記載事項に「所有権の移転時期」が加えられたこと 第三項 として別に規定をもうけたこと。⑤割賦販売審議会を設置すること〔割賦販売法三六条— 割賦販売法五条一項の括弧書として「購入者のために商行為となる契約を除く」と 規定 して い 審議会の委員の中に一般小売業者と消費者の代表を任命するよう義務づけられている。 昭和三六年法案では、 かつ、 同 この点を修 そのような 割賦 国会にお

8 売法をあげる)。 草資料となったものとしては、公表されていないが通産省、 者による制定直後の割賦販売法の解説(小松国男「割賦販売法の逐条的解説」法律時報資料版一〇号三七―四五頁) 六年 法案について、小松国男「割賦販売法案の意義とその内容」商 事法 務二〇五号一六四—一六六頁、同「割賦販売 法 案に 割賦販売法制定当時における立法者意思を措定するための資料として次のものを挙げることができる。 : ける慚賦販売の現状』、前述した通産省産業合理化審議会流通部会答申及び幇賦販売法制定の参考とされた 外 国 法がある(五十嵐 1当者による法案解説(昭和三五年法案については、 比較法学と民事立法学」法律時報第五三卷一四号三六頁は、 法律時報資料版五号六一八頁)、国会の会議録(第三四回国会衆議院会議録、 第三八回国会衆議院商工委員会議録、第三八回 国会参議院会議録、第三八回参議院商工委員会議録)、 起草者が参考としたと考えられる外国法としては、ドイツ・割賦販売法 (Gesetz, betreffend die Abzahlungs: 藤田正次「割賦販売法案について」ジュリスト二〇二号五二―五七頁、 日本商工会議所、 立法に対し比較法が大きな役割を果たした例の一つとして割賦販 日本生産性本部が共同で行なった実態調査『わが国に 第三四回国会衆議院商工委員会議録、 割賦販売法案、 がある。 通產省立法 第三八回 通産省立 压

purchase] Act, 1957)、アメリカ・統一条件付売買法 (Uniform Conditional Sales Act, 1918)、 geschäft, 1894)、イギリス・買取選択権付賃貸借法 (Hire-purchase Act, 1938, 一部改正 1954)、同・広告法 (Advertisements 法が参考とされ、 たものと考えられる(ドイツ割賦販売法二条・四条参照)。 mercial Code, 1952) 等をあげることができる(通産省企業局「米・英・西独・日本における賦払信用の現状比較」ジュリストー九 号一〇頁、藤田・前掲 影響を与えたかは必ずしも明らかではない。 「割賦販売法案について」ジュリスト一九一号五七頁)。しかしながら、 ただ、 割賦販売法六条については、 同·統一商事法典 (Uniform Com-個々の条文ごとに、 少なくともドイツ法が影響を与え いかなる外国

- $\widehat{10}$ 五月一一日、稗田建設省住宅局長の答弁(同四○号八~一一頁)一九六一(昭和三六)年五月二四日、 制局第三部長及び松尾通産省企業局長の答弁(第三四回国会衆議院商工委員会議録三九号四―五頁、 省で別途法案が検討されていたため割賦販売法の適用範囲から除外された。 したがって、掛売及び分割して代金を支払うとしても手付金と残金の二回払である一般販売ないしは、 ては、 不動産は取引形態が一般の動産とかなり異なること、 対する松尾通遊省企業局長の答弁、第三八回国会衆議院商工委員会議録三二号七頁参照。この規定方式の問題性については五参照。 分離して代金を受領する販売は割賦販売法にいう「割賦販売」ではない。 年の宅地建物取引業法の改正及び積立式宅地建物販売業法の制定を待たねばならなかった(明石三郎 「現在あるいは将来予想され得る割賦販売の最大公約数」を定義したと説明されている。 関大法学論集二二巻二号九六—一一九頁)。 、回国会衆議院商工委員会割賦販売法案審査小委員会議録五号五頁)等参照。不動産取引に対するこの種の法規制は、 割賦販売法案が動産の割賦販売を念頭において起草されたこと、また、 一九六○(昭和三五)年五月一○日、同一一日、吉国法 割賦期間を二月以上、 一九六一年五月一〇日、 支払回数を三回以上とした点につ 同四〇号1一三頁)一九六〇年 松尾通産省企業局長の答弁 「宅地建物取引業法と民法と 二月以 内 の 短期 間 中村委員 12 何 回
- 12 (11) 一九六一年五月一○日、中村委員に対する松尾通産省企業局長の答弁 年六月七日、 前掲ジェリスト二〇二号五四頁、 近藤委員に対する松尾通産省企業局長の答弁(第三八回国会参議院商工委員会議録二九号三頁) 節総則の規定の適用が明示的に否定されたのは、 小松・前掲法律時報資料版一〇号三八頁参照。 (第三八回国会衆議院商工委員会議録三二号八頁) 一九六一 三条・四条・七条についてのみである(一九六一年五月 但し、 国会審議の中で割賦購入あ 世

九六一年六月七日参議院商工委員会において、

割賦販売と割賦購入あっせんを販売法として一括するのはおかしいとした近藤委員

第三八回国会衆議院商工委員会

藏録三二号一〇一一一頁)。

衆議院商工委員会における松尾通産省企業局長の答弁、

章割賦販売第

院商工委員会議録二九号二頁)。

て 質問に対して松尾通産省企業局長は「この法案の建前は、割賦販売についての一般的な購入者と販売者との間の秩序維持を中心にし が、代表支払いを受け得ないという……不測の損害をこうむらないよう、いわばそういう特殊な場合における割賦購入の秩序維持と 実にその代金を受け取りますのは、いわゆるチケットの購入あっせん業者から代金を受け取るわけでございますから……加盟小売商 割賦販売の販売者に購入者との問題もあるでありましょうが、それ以上にそのチケットによって物を売ったいわゆる加盟小売店 総則の方にそれを書いておりますが、……いわゆるチケットによる割賦販売……の場合には、もちろん一般的にチケットによる 特殊の形態の場合の小売商の保護ということを付加して規定したということ」であると答えている(第三八回国会参議 1が現

- (13) 一九五八(昭和三三)年の商業統計により推計すれば、一九五七年七月から一九五八年六月に至る一年間の割賦 販売 総額は約五、 以下、座談会「月賦販売の実情とその法律関係」法律時報二七巻三号二二頁以下参照。 割賦販売法制定前の我国の割賦販売の現状を知るためには、この他座談会「割賦販売の現状とその規制」ジュリスト一九一号三六頁 行調査部「わが国における月賦販売制度」法律時報資料版五号二三―二六頁(三菱銀行調査部発行「調査」八〇号より転載)参照。 を占めている。藤田・前掲ジュリスト一九一号一七―二二頁、通産省企業局「割賦販売の現状」法律時報資料版五号一六頁、三菱銀 ○○○億円であり(これは一九五七年度の国民所得八三、四○九億円の約五・九%に相当する)、このうち、いわゆる割賊販売が八二%
- 14 (15) たとえば、一九六一年六月二日、参議院商工委員会における割賦販売法案の補足説明のなかで、五条・六条はいずれも消費者保護 商工委員会でも「秩序法と一口に申しますが、その中でも消費者保護のためのという条文は、条文で申しますと第三条以下六条まで を中心とした内容の 規定 であると述べられている(第三八回国会参議院商工委員会議録二八号一頁)。一九六〇年五月六日、衆議院 一頁)一九六〇年五月六日、衆議院商工委員会における松尾通産省企業局長の答弁(第三四回国会衆議院商工委員会議録三八号四頁)。 たとえば、一九六一年六月二日、参議院商工委員会における割賦販売法案の補足説明(第三八回国会参議院商工委員会議録二八号
- 16 たとえば、一九六一年六月二日、参議院商工委員会における割賦販売法案の補足説明(第三八回国会参議院商工委員会議録三八号

が直接の消費者保護の規定であると思います」と田中委員の質問に松尾通産省企業局長が答えている(第三四回国会衆議院商工委員

会議録三八号六頁)。

17 必ずしも明確ではないけれども中村小委員会委員の質問に対して松尾通産省企業局長は 一二頁)。 「第五条以外の問題はやはり果実の問題と

18 法令の 法の 信 l者との間に改正内容につき見解の相異がないと考えられる。改正案の起草資料となったものとして、 一九七二 解説』一九七六年三五八─三六○頁。立法者意思を措定する資料としては、改正案、 第六八回国会衆議院商工委員会議録、 して適用 解說 |関する消費者利益の保護増進について」(一九七二年一月二八日)、 (前掲 (昭 0 問題は残る」と述べている 和四七) 『新版・増補 年の 割賦販売法改正案は政府原案どおりで可決・成立し、 新割賦販売法の解説』 第六八回国会参議院会議録、 (第三八回国会衆議院割賦販売法審查小委員会議録五号一八頁)。 山田和彦「改正割賦販売法の特色と今後の方向」NB 第六八回国会参議院商工委員会議録)、 通産省産業政策局消費経済課編 同年六月一六日公布されてい 国会の会議録 割賦販売審議会答申 (第六八回国 『新版 通 るので、 L一八号八頁、 ・増補 産 省担当者による 会 衆 議 院

会

- 19 |法の諸問題』一九七四年二八二~二八六頁、打田畯一・稲村良平『割賦販売法』 | 九七四年 | 二] ―一三頁等。 前揭 「改正割賦販売法政省令の解説」NBL三二号一八頁)がある。 . 『新版 · 增補 新割賦販売法の解説』一八頁、 竹内昭夫「割賦販売と消費者保護 割賦販売法の改 Œ, Ł 一残され た問題
- 20 保 便 み 昭 最低基準を定め、 た新割 7 宜上取引秩序法と総称してよい」と述べておられる 割賦販売法の起草に影響を与えた通産省産業合理化審議会流通部会小委員会の委員長であった加藤一 おら ш 業者の業務分野 購入者の保 七年の割賦販売法の改正の基礎となった割賦販売審議会消費者保護部会の専門委員であった竹内昭夫教授は、 λl |献販売法の理念と実務| NBL三六号七―八頁、及び、一九七二年四月一九日第六八回衆議院商工委員会でも る。 昭和四七年改正法の規制理念は「消費者保護の一言であって、それ以外の何ものでもない」今回 同 それを強行法規とするゆえに取引秩序法的性格を有する」「当事者間の契約関係の合理化・公正化をはかる規定は 会議録一五号二頁、 護 割賦販売業者の過当競争の防止という「三つの理念をひっくるめたものが取引秩序法というふうに考 の調整というようなことは、 六頁)。 まったく念頭に置かなかった」と発言されている(座談 (「割賦販売に対する法政策的態度」 法律時報資料版五号四頁)。 郎教授は「割賦販売は契約 会 一の改正 「契約 割賦販売業者 書 は 「取引 同 0) 様 えられ の発言 潍 化 B
- 21 B σ ĮI. 割 Л 販売法の改正内容を見ると、この他に実質年率表示の義務づけ、 企 局二七五号及び昭 が 前 ある。 払式割 とり 賦販売等における前払金供託比率の引上げ、 かけ 和四 、開示のルール 八年四月二日四八企局二七四号) の徹底という点については、割賦販売法改正後に通産省企業局長通 及び、 の形で各取引につき契約約款作成基準及び各業種 前受業務保証金供託委託契約の締結による前受金保全 割賦販売条件の表示と「契約 の内容を明ら 達 留 和四 别 かにする書 15 標 八 準契約 年三月 面

23

割賦販売法二九条の六及び同法規則一二条の七により、

ること自体を禁じるところに昭和四七年改正の特色がある(山野勲夫「消費者信用取引と割販法(上)」手形研究二一一号二二員)。 公表されている(「各業界における割賦販売 等 標 準契約約款」 月刊クレジット一九四号四八―八五頁、打田・稲村・前掲書付録七― 七八頁)。この点からも明らかなように重要な事項について契約内容を規制するだけでなく、それに反する条項を契約 書面に記載す

22 前掲『新版・増補 新割賦販売法の解説』三五八頁。

項及び解除に伴う損害賠償額の範囲に関する事項を記載すること、また右事項の記載基準が定められている。

前払式特定取引の場合には、

前払式特定取引契約款に契約解除に関する事

三 割賦販売法五条・六条の人的適用範囲

H はじめに

賦販売法五条・六条の人的適用範囲を検討してみることにしよう。 立法としての性格をもつようになったと言われる。本章では、 周 2知のとおり「購入者等の利益の保護」を立法目的に加えた昭和四七年の改正により、割賦販売法は「消費者」保護 制定当初から購入者保護のための規定と解されている割

二に割賦販売法六条には、 賦販売法五条・六条の人的適用範囲は割賦販売法第二章の適用除外を定める同法八条一号・三号・四号・五号と、購入者に とっても当該割賦販売が商行為となる場合に特に同法五条の適用除外を定めた同法五条三項によって規制されている。 五条・六条はいかなる範囲の購入者を保護しているのだろうか。立法過程の検討を通じて明らかになったように、割 第一に割賦販売法八条各号に該当する当事者は全く同法五条・六条による規制に服しないと解すべきか、第 同法五条三項に相当する規定が存在しないが故に、 購入者のために当該取引が商行為となる

場合にも同法六条の適用があると解すべきか、が解釈論上問題となる。

外を正当化する充分な根

拠が存在するとい

わねばならな

V

確かに、

この限りにおいては適用除

営していくという内部自治に干渉することになる虞れがある、

(;;) (販売法八条に つ

0 課題に関連して問題となる四号・五号に限定して検討を加える(八条一号については後述曰参照 販 かは、 同 法第二章の適用除外の理由を異にする、 b くくつか の主体間 の取引を挙げて ζ, る。 以下で

は

が割 除 販 て五条・六条の適用を排除したものと解されている。 (売につき、 割 期限 一賦販売業者となる場 賦販売法八条四号は特別法に基づく組合、 の利 同法八条五号は購売会事業のような事業者がその従業員に対して行なう割賦販売につき同法第二章 益の喪失は有効であり、 合には購入者が消費者であっ 右主体間 の特約であれば、 公務員の職員団体及び労働組合がその団体の構成員に対して行なう割 ても、 このような適用除外規定が存在している点からすぐに、 割賦販売法五条一項所定の手続を経ずに行なっ 割賦販売法六条の制限額を越える高額な損害賠償 た契約 右 の 団 の子 0) 従 体 賦

Ħ 請 定又は違約 的とした割賦販売法を適用するならば、 !提としているにもかかわらず、右団体とその構成員間 に基づくものであったと解される。 の点、 右主体間の割賦販売に関して割賦販売法の適用除外規定を置いた立法者の意図 金の定めであっても有効といえるのであろうか。 すなわち、 団体構成員が共同の目的のために自主的に団体を組織し、 右団体は団体の性質上、その構成員との間に利害の相 K 般割賦販売業者 と説明されている。 購 入者間 の対立する経 は 団体白治の 自主的 済的 反がな 尊 利 に団 重と 益 O いことを 体 調 を運 整を う要

活協 て 同 組 たとえば 中小企業等協同組合、 割賦販売法八条四号・ 「特別 の法律に基づいて設立された組合並び 五号の 商工組合、 団体には、 国家公務員共済組合、 その団体自治が尊重されるべき様々な目的を有する団体が にその連合会及び中 環境衛生同業組合等が該当する。 央会」 K は 農業協 同 組 かしながら、 合まれ 消

北法33(2:21)319

l

条違反が問題となるような利害の衝突が団体とその構成員間に発生している。

ことはできないのではなかろうか

売法八条四号・五号に該当する団体であるとしても、

団体自治の確保を楯に割賦販売法の規制の全面排除を正当化する

このような実情を前提にすると、

要な信用供与者として登場しているのが現状である。そこでは、 方では中小企業等協同組合法三条一号に基づく事業協同組合が、(3) 四において分析を加えるように、 信販会社と並んで割賦購入あっせんにおける最 割賦販売法五条 b

六条については一考の余地がありそうである。 める規定については、 販売法八条四号 から観察してみても、 は業者相互の過当競争を防止し業界全体の健全性を維持しようとする多目的立法である(同法一条参照)。 販売法は単に購入者の利益保護を目的とするだけではなく、 五号の立法趣旨 適用排除を肯定する根拠が存在すると考えられる。 民事法的規制・行政法的規制・刑事法的規制を包含する複合的立法といってよい。 団 |体の内部自治の確保 を考慮すれば、 国民経済全体の立場から規制を加える一方、 しかし、 行政法的ないし刑事法的 本稿で問題とする割賦販売法五 従って、 規制手段 規制手段 他 割賦 を定 方で 0)

を加えることにはならないと考えられる。 販売法八条四号・五号に掲げられる団体とその構成員間の契約関係に適用したとしても、 なる契約主体間の利害状況を異にしているからである。 とする不当な契約解除及び期限の利益喪失条項を無効とし、 つまり、 同法五条・六条は購入者の保護を目的とする個別的具体的契約関係を規律する効力規定であり、 団体とその構成員の利害が相反していないことを前提とする割賦販売法八条四号・五号とは、 なぜなら、 割賦販売法五条 割賦販売業者による不当な損害賠償等の請求を制限 ・六条は、 購入者の割賦代金債務 団体の内部自治に不当な干 0 不履行を理 規制 か りに 対象と する規 割 由 渉 賦

それ故、

私は割賦販売法八条四号・五号に該当する団体の行なう割賦販売においても、

同法五条・六条についてはそ

北法33(2:22)320

割賦販

0) 適用 が 解 同 釈 、論上肯定されるべきであると解する (5) .様に割賦販売法五条・六条の類推適用が認められるべきであろう)。 (四において検討を加える割賦販売以外の取引形態を右団体が行

三 割賦販売法六条につい

用 範囲 仮に購入者のために商行為となる割賦販売に割賦販売法六条が適用になるとすると、 に か なる差異が生じるのであろうか。 割賦販売法五条・六条の人的

で 商 0) である。 用 定 より商人の行為はその営業のためにするものと推定されるから、 投機売買につき営利意思の存在を立証することは事実上困難であると考えられる。従って、 割賦 人間の営利を目的とした割賦販売につき同法五条一 の手続を必ずしも要求されない。第二に、 のために購入したことを立証しない限り、 、販売法五条三項は以下の割賦販売の場合に同法五条一項・二項の適用を除外する。 もっとも、 つまり、 指定商品を 右の営利意思の存在は取得行為の当時に存在することが必要とされているし、 「利益を得て他に譲渡する意思をもって有償取得」 購入者が商人でなくとも当該割 当該割賦販売は商行為に該当し、(6) 項・二項の適用を排除したものと解される。 購入者が商人であれば、 賦購入が商法五〇一条に該当すれ した場合には絶対的商行為とな 割賦販売業者は割賦販売法五条 専ら営業以外(たとえば家庭 第一に、 割賦販売法五条三項は、 商法五〇三条二項 般人の 回 いかぎり る ば同 項所 に

五. 入者のために商行為となる」場合に該当する。 部品若しくは附属品とする商品を販売することを業とする」ものは商人であり、 者に対して行なう当該指定 条三項のそれに包含されることになるわけである。 割賦販売法八条一号によれば「指定商品又はこれを部品若しくは附属品とする商品を販売することを業とする 商 밂 一の割賦 (販売) の場合には割賦販売法五条・六条が適用されない。 従って、 割賦販売法八条一号によって適用除外の対象となる範囲は同 この者に対して行なう割賦販売は 「指定商品又は これ 法

それ故、

割賦販売法八条一号に該当する場合を除き、購入者のために当該割賦販売が商行為となる場合にも同法六条

論 される商品以外の指定商品を割賦購入する場合(但し、商法五〇三条二項の推定をやぶる場合はこの限りではない)に 者以外の商人が購入者である場合、第二に八条一号に該当する商人であっても、販売する目的をもって自己の営業に供 の適用があると仮定すると、第一に「指定商品又はこれを部品若しくは附属品とする商品を販売することを業とする」 割賦販売法五条一項・二項は適用されないにもかかわらず、同法六条が適用されることになるわけである。

が商行為にあたると考えられる事例において、まず第一に割賦販売法五条一項・二項に反する契約解除ないし期限 益の喪失の効力を認容――すなわち、五条三項による同条一項・二項の適用除外――する一方、 人的適用範囲を判例がどのように考えていたかという点から、次に考察を加えてみよう。購入者にとって当該割賦販売 差異を認むべきであるとする積極的主張も、またその根拠を見い出すこともできない。そこで割賦販売法五条と六条の よる損害賠償請求等に同法六条を適用した判決が存在する。 しかし、すでに見てきたように(二臼参照)、 立法過程の検討からは、 五条と六条の人的適用範囲に右に見るような 他方で割賦販売業者に の利

1 長崎地裁佐世保支部判昭和四〇年九月六日(下級裁民事裁判例集一六巻九号一三九一頁)

ては、割賦販売法六条一号を適用し自動車の通常の使用料額を算定した。 入者にとって右割賦販売は附属的商行為にあたるとして、無催告解除の特約を有効と判示した。 自動車販売会社が採石業者にダンプカーを割賦販売した事例。ダンプカーは採石業を営むために割賦購入したと認められるので、 自動車販売会社の損害賠償請求につい

東京地判昭和四四年九月三日(ジュリスト四四七号一五五頁)

たものであるから、右割厩販売は質主の附属的商行為にあたるとして無催告解除は有効であると判示した。売主の損害賠償請求は一部 不動産業者が自動車を割賦購入した事例。買主は不動産の売買及び仲介等を業とする商人としてその営業逐行のために車両を購入し [8]判決) がある。

(1)

認容されているが詳細は不明。

3

福岡地判昭和四四年一〇月二日(判例時報六〇一号八六頁)

れているところから、割賦販売法六条一号を類推適用して自動車の運用のためになされた登録又は届出による商品価格の低落に伴う損 あるとして割賦販売法五条一項所定の催告によらない契約の解除を有効と認定したようである。本件では新車の引渡前に契約を解除さ 自動車修理販売会社が菓子製造業者にライトバンを割賦販売した事例。右割賦販売は購入者の営業のためにしたものと推定すべきで

- (5) 最同判昭和五二年七月二○日(金融商事判例五三四号二○頁)(4) 東京高判昭和五一年一一月三○日(判例時報八四六号六九頁)(8) 害を通常の使用料の額として売主の損害賠償請求を認容した。
- なった。〔4〕・〔5〕 判決は五条一項に違反する特約の効力を問題とせずに(有限会社法一条一項及び二条に基づき右割賦販売は購入者 当然解除され、一〇〇万円の損害金を支払う旨の特約条項が存在した。[3]判決同様、新規使用自動車の引渡前登録後に買主の割賦代 の減価相当額は同号所定の「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額」にあたらないと判示した。 のために商行為になると解せられる)、右の場合には自動車の引渡前であるから六条三号を適用すべきと解し、かつ登録による自動車 金支払債務の不履行により契約が解除された場合において、登録による自動車の減価相当額の損害を買主に請求できるか否かが問題と 〔5〕は〔4〕の上告審である。自動車販売会社が有限会社に自動車を割賦販売した事例。頭金の支払いを怠った時は割賦販売契約は

条も明らかに適用しなかった判決([6]判決)及び割賦販売法五条・六条の適用の可否に言及しなかった判決([7]・ これに対して、購入者のために当該割賦販売が商行為にあたると考えられる事例において、割賦販売法五条の他に六

6 自動車販売修理会社が建設業を営む会社に自動車を割賦販売した事例。「割賦金の支払いを怠ったときは……何ら通 知催 告を要しな 松山地判昭和四〇年二月一五日 (下級裁民事裁判例集一六卷二号二五四頁) (f)

決は、本件を一般の債務不履行による損害賠償額算定の問題と解した上で割賦販売価格のうち、解除後に支払期日の到来する各割賦金 いで契約を解除することができる」とした約定に基づき、口頭による解除の意思表示を前提とする売主の塡補賠償請求に対して、本判

[7] 横浜地判昭和四三年七月九日(下級裁民事裁判例集一九巻七・八号三九三頁) 月賦手数料に相当する部分を本来の履行利益を上回る請求として控除を命じた。

費、修理費、部品代金その他必要経費を控除した残額を時価とみなし……すでに受領した即時金、割賦。金は、違約損害金に弁済して清 算」する旨の特約を相当と解し、右特約に基づき返還された自動車の時価を評価する基準として、日本自動車査定協会の作成した中古 カーの時価の差額が通常の使用料を越えるときはその額を支払う。適正価額で自動車を処分したときはその処分価額から自動車の回収 示した上で、売主の違約金請求については「本件売買が解除された時の違約損害金として、本件売買代金相当額と返還時の本件ダンプ 土建業者が事業用として中古のダンプカーを割賦購入した事例。割賦販売法五条一項所定の手続に基づかない契約の解除を有効と判

[8] 東京高判昭和五四年一○月一五日(判例タイムズ四○八号一一○頁)

車価格算定方式を採用した。

賠償額を算定するのを相当と解した。 の返還時と隔たりの少ない時期即ち一般的価値の変動を考慮する必要のない時期に処分なり査定なりのなされた場合を基準として損害 動車販売店協会中古車査定委員会に査定を依頼したときはその査定価格をもって返還時の価格とする」旨の特約に基づき、本件自動車 ときは処分代価から回収費、部品代金、修理費その他の必要経費を差し引いた価額をもって右返還時の価格とし、処分前に神奈川県自 運送業を営む有限会社がトラック・トレーラーを割賦購入した事例。本判決は「自動車販売会社において当該自動車を任意処分した

割賦販売にも割賦販売法六条の適用があると解すべきか否かについては、判例上も見解が分かれているといってよいの 割賦販売法五条 ・六条の人的適用範囲に差異を認めるべきかという問題、 つまり購入者のために商行為となる

国会の審議過程において、 五条・六条はともに購入者の保護を意図した規定であると解され、 他方購入者のために商 ではなかろうか。

(1)

ば、 て、 て、 行為となる割賦販売につき五条一項・二項の適用が除外されているのは、 ろうか 百 六条のみが適用されると解するためには、 様に要求される程度の保護機能を六条が果たしているということを立証しなければならないと思 購入者に対する保護の程度という点から割賦販売法六条を分析することが問題解決に緒を与えてくれるのではな 五条三項に相当する規定が六条に存在しない点を積極的に評価し、 このような契約当事者には、 般消費者のような特別な保護を必要としない 五条と異なり、 購入者が商人である場合にも一般消費者で 購入者のために商行為となる割賦販売の場 合理的計算に基づいて行動する経 からである Ŀ 説明 わ ž ħ ある場 れ る。 7 て いる。 る。 合 换 言 K 人とし すれ Ŕ 合に

る。 には、 求につき、 立証責任の軽減になると考えられる――し、かつ、購入者からの訴えを待たずに、 求と解されるか このような規制 六 条は民法四二〇条一項の特則として、 請求額が六条各号を越えていることが立証されれば、 かも、 現行法の制定に伴い、 訴訟外で購入者が無効を主張できる点で、 つまり、 減額しうる程度を裁判所の自由裁量に委ねずに画一 は 裁判官にとって契約内容改訂 割賦販売法六条に留まらず、 六条は合意された契約内容の改訂権限を裁判官に与えているだけでなく、 商事関係への適用を除外した商法施行法一一七条が削除されたことを根拠として、(a) 損害賠償の予定ないし違約金の定めがある場合にも裁判官による減額を認 のため 利息制限法、 購入者に対する保護機能を果たしていると言えよう。 の具体的判断基準が明確であるだけでなく、 右基準を越える割賦販売業者の損害賠償請求は即、 宅地建物取引業法等にも存在する。(は) 的に規定し、 これを越える損害賠償等の 六条各号の範囲を越える販 改訂 利 購 の 息制 入者 範 請 囲 限 売業者 にとっ 求 を定 を 法 不当な請 損害 の場合 律に 型 ても 化

办 同

利息制限法についてもその人的適用範囲をめぐって議論があるようである。(エ)

の制限利率の二倍に抑える利息制限法四条は、

商事関係にも適用されると解されて

一方、

宅地建物取引業法の場合には、

法

償の予定を通

常

 σ 利息

ところで六条各号は、

比較から六条の人的適用範囲を解明することは困難であると思われる。

割賦販売の目的物が返還された場合には、

目的物の返還の他に目的物を使用することによって

七八条二項により販売業者と顧客がともに宅地建物取引業者である取引には、 を加える同法三八条、 三九条の規定が適用されない。従って、(3) 同種の規制を定める他の法律の人的適用範囲との単 損害賠償額の予定及び違約手附額に制 純

可能であった損害であっても、通常右損害額は割賦販売法六条各号所定の額を越えるところから請求できないことにな 条二項)すなわち、 された損害賠償の範囲は、 行のために通常要する費用の額(三号)に、 履行利益に相当する割賦販売価格(二号)、目的物が買主に引き渡される前に解除された場合には、 購入者が得た利益(一号)か、 この点で、 (民法四一六条一項) 新車の登録後引渡前に買主の割賦代金債務の不履行を理由として契約が解除された事案において、 通説によれば特別の事情を原因として生じた損害でその事情が債務不履行時に債務者にとって予見 を強行法規化したものと考えられる。それ故、 購入者の割賦代金債務の不履行によって割賦販売契約が解除された場合に通常生じる損害の あるいは割賦代金額と時価との差額(一号括弧書き)、目的物が返還されない場合には、(2) 契約解除に伴う賠償額を制限している。 特別の事情によって生じた損害 つまり、六条各号によって定型化 契約の締結および履 (民法四一

業者が過当に収得したとは言えない範囲の損害賠償請求を一律に排除することになろう。 訴 購入者の りも損害賠償の範囲を限定する結果となる場合が生じる点で、購入者保護の機能を果たしていると解せられる。 訟外での契約の一部無効の主張を認めているだけでなく、 以上か ため ら明らかなように、 ŕ 商行為となる割賦販売に六条が適用されるということは、 六条は、 裁判官に契約内容の改訂権限を付与し、 損害賠償の範囲に関して一般原則を定める民法四一六条よ 実質的にみて購入者の犠牲にお かつ、改訂の範囲を定型化し、 しかしながら、 購入者が いて割賦 従っ 一般 販 売 7

による自動車の減価相当額の損害賠償請求を六条三号に該当しないとして棄却した[4]・[5]判決が注目される。

取引形態の面からは割賦販売法五条・六条の類推適用の根拠が存在するとしても、 公平な損害の分担という観点から損害賠償額を算定すべきではないかと考える(四において検討が加えられるように、(゚ロ)゚(ロ)゚(ロ))(ロ) の消費者でない場合にここまで保護するのは疑問である。 なる場合には、 割賦 、販売法八条一号に該当する場合に限らず、五条三項を類推して六条の適用範囲を制限し、 五条・六条は適用されないことになろう)。 それ故、 当該割賦販売が購入者のために商行為となる場 購入者のために当該取引が商行為と むしろ契約当事者の

者取引を規制する規定と解される。 以上の考察から明らかなように、 割賦販売法五条・六条は購入者のために商行為とならない ·取引、 すなわち消

2 1 が 渡を受ける者が売払代金を一時に納付することが困難と認められる場合には、確実な担保を徴し、かつ利息を付して原則として五年 七日参議院商工委員会における松尾通産省企業局長の答弁、 にあまり立ち入り過ぎた結果になるのではないかという意味で、そういう種類の組合は、いずれもこれは適用除外を よりに答えている。「この法案の趣旨は……割賦販売に関する販売者と購入者との間の利害調整、その秩序 法ということでございま 以内の延納の特約が認められている。 たとえば、一九六一(昭和三六) |国又は地方公共団体が行なう割賦販売についても割賦販売法第二章の適用が除外されている(同法八条三号)。 ・がこの趣旨でございます。] (第三八回国会衆議院商工委員会割賦販売法案審査小委員会議録四号三頁参照。 Ē .ないという建前で、消費生活協同組合というものはそういうことでできておる団体であると思います。 地方自治法施行令一六九条の三によれば、 きまして、一 今御指摘の消費生活協同組合の場合は……組合の性質上、いわゆる共同目的のために組合と組合員の間に利害の相反すること のために組合員が自主的に協同組合を作って、 般の割賦販売業者と購入者との間のような調整、 年五月一 しかしながら、現実には動産の割賦販売はほとんど例がないようである。 普通財産の売払代金は当該財産の引渡前に納付することを原則とし、 九日、衆議院商工委員会割賦販売法案審査小委員会において松尾通産省企業局長は次 自主的に協同組合を運営していく、そういう関係にある組合と組合員との関 法律の秩序規定を適用するということは、むしろ組合の内部自治 従いましてそのような共同 同 国有財産法三一条及 旨 当該普通財産の譲 いたし 九六一 年六月

第三八回国会参議院商工委員会議録二九号五頁。

- 3 中小企業等協同組合法三条一号に基づいて設立されたこの種の協同組合は、普通「商店会」「専門店会」の名で呼ば |割合は約五四%、額にして五、一七二億円に及ぶ(『日本の消費者信用統計28年版』三七頁参照)。 |購入あっせん形態における昭和五五年新規信用供与額のうちこのような中小小売商団体が信用供与者、 すなわちあっせん業治とな ħ てい . る。 懰
- 4 八九号七九頁、東京高判昭和五二年三月三一日判例時報八五三号五〇頁等。 たとえば、 佐世保簡判昭和四○年三月二九日下級裁民事裁判例集一六巻三号五一二頁、 仙台高判昭和四七年八月三〇日 1判例 時 報六
- 5 竹内昭夫教授は互助会の割賦販売法による規制に関連して、 むしろ現実的な考え方をとりたいと述べている(第三八回国会衆議院商工委員会割賦販売法案 審 査小委員会議録四号三頁)。また、 面において利害対立がないとはいえないとして、個々の取引面においては営利を目的とする企業とそれ以外の団体を区別する基準は 立法担当者である松尾通産省企業局長は組合と組合員との間で利害が相反するような問題がおこれば、立法論としてでは と発言されている(第六八回国会衆議院商工委員会議録一五号八頁)。 法律上の建前において団体に互助的要素があるとしても、 個々の取引の あるが、
- 6 最も適切な例としては、運送業者が自己の営業のためにトラックを購入した場合が考えられる。
- (7) 西原寬一『商行為法』第三版一九七三年六七頁、七○頁。
- (8) 本件評釈・安永正昭・判例評論二二四号三六頁以下。
- 9 了「新判例の紹介と批判及び対策」月刊クレジット二四九号五頁以下。
- 10 ではない。 |割賦販売法六条の規定に合致した有効な特約条項であることを前提としてその特約条項の解釈が問題となったのか、 [7]・[8]判決は、 割賦販売法六条を適用することなく単に損害賠償の予定に関する特約条項の解釈が問題とされたのか、 必ずしも明確
- (11) 判例研究・木下 毅・ジュリスト四九〇号一二五頁以下。(11) 判例研究・柴田 博・ジュリスト四一五号一二三頁以下。
- 13 当する場合には「双方自分の営業のためにする商人として経済的に明るい者同士の場合でございますから、 他について十分金策も経済人としては考えてやらねばならない 場 솹で ある ことを想定いたしますと、一般の消費者の場合のよう こういう特別な消費者のための厚い規定は必要でないということで、 九六一(昭和三六) 年五月二四日、衆議院商工委員会割賦販売法案審査小委員会において松尾通産省企業局長は、 除外をいたしたのであります」と答弁し(第三八回国会衆 またそのための支払いそ 五条三項に該

議院商工委員会割賦販売法案審査小委員会議録五号一八頁、 ・提案理由補足説明のなかで、 般消費者のような特別の保護規定を必要としない」と述べておられる(第三八回国会参議院商工委員会議録二八号二頁)。 五条三項について「……いわゆる商人同士の割賦購入契約の場合には、 同七頁)、また同年六月二日、 参議院商工委員会における割 商人同士でございますから、

- $\widehat{14}$ しの他、 積立式宅地建物販売法三五条、 四〇条一項 (宅地建物取引業法三八条準用) がある。
- 商事関係

適

16 15 起草者の法案成立後の解説の中でこのように説明されている を排除していた 商法施行法一一七条は、 不当に高い損害賠償の予定につき裁判所に相当の滅額を許していた旧利息制限法五条の、 (吉田 昻 一利息制限法解説」 法曹時報六卷六号一〇一頁)。

たとえば、

森泉

章『判例利息制限法』一九七二年一

四—一六頁参照。

- 宅 た事件において、東京高判昭和五六年一月二八日(判例時報九九六号七六頁)は、 宅地建物取引業者が自ら買主となる宅地等の売買契約に宅地建物取引業法三八条、 地等の取引についての知識、 経験の乏しい一般人たる買主を保護するための規定」と解した。 三九条、 宅地建物取 四二条の適用がある 引業法三八条、 三九条、 か否 かが争点とな
- 20 19 たとえば、 たとえば、 大判大正五年一〇月二七日民録二二輯一九九一頁。 大判昭和一一年五月一一日民集一五卷八○八頁。
- 国 [会衆議院商工委員会議録三九号九頁) 第六条に盛っておる意味でありまして、 一に割賦販売業者が勝手に契約解除に伴う損害賠償をむやみにとるようなことは法律的に制限する必要がある、 一九六〇 (昭和三五)年法案の六条に関してではあるが、 立法 担当者は次のように説明している。「少なくとも民法の一 現状よりは確かに消費者のために大きな保護の内容になっておると思います。」 そういう意味の内 般原則 回
- 22 23 九—一四一頁 たとえば我妻 債権者にその予見可能性の主張・立証を要求するのが妥当である程度のものを特別の損害、 のを通常の損害と解し、 栄 『新訂債権総論(民法講義Ⅳ)』一九六四年一一九—一二〇頁、於保不二雄『債権 当然そこまでは賠償を認め 総 論 新版 九七二年一三 が

|害賠償法の理論||一九七一年一六九—一七二頁、星野英一『民法概論Ⅲ』一九七八年七一—七五頁) (商人か否か等)、 契約の目的 契約締結時における契約当事者の予見可能性を賠償範囲の決定基準と解する近時の有力説 (営業設備としての使用、 自家の消費、 生活上の使用等)目的物の種類等が損害賠償 によれば、 たとえば契約当事 (平井宜雄 北法33(2:31)329

者の態様

百)。

なる割賦販売の場合にも、 に関する具体的な決定基準を導くために考慮されることになる。 ない範囲の損害賠償請求を一律に排除することになることは明らかであろう。 割賦販売法六条が適用になると解すると、購入者の犠牲において割賦販売業者が過当に収得したとは言え 従って、 右有力説の見解に基づけば、 仮に購入者のために商行為 ٤

24 ころから、 号に該当する流通段階における業者間取引の場合には、 割賦販売法八条一号は、 所有権留保を推定することが適当でないからである(小松国男「割賦販売法の 逐 条的 解説」法律 時 報資 料版 一○号四 むしろ、 所有権留保の推定規定である同法七条の適用を除外するための規定であると考える。 割賦販売される商品がさらに消費者等に転売されることが予定されていると 同

25てではあるが、 割賦販売法六条が購入者のために商行為となる取引ないし商人間取引にあっても適用されるべきか、 消極的見解をとる。 谷川 久「動産割賦売買契約における債権確保のための諸条項と問題点」大阪市大法学雑誌一〇巻三号九〇―九一頁 という点につき、 立法論とし

26 定に関する特約が無効となれば、 なるのでは 少なくとも「契約の解除後商品を返還し、既払分の賦払金及び未払額相当分の金員を支払う」旨の特約の場合には、 販売法施行前 法九○条の解釈問題として取り扱うべきではなかろうか。この点で損害賠償の予定ないし違約金に関する特約の効力が争われた割賦 であるという意味ではない。 東京高判昭和三九年三月三〇日東京高裁時報一五卷三号六三頁、 ないかと考えられる。 の判例が参考になる(たとえば、 購入者のために当該割賦販売が商行為となる場合には、 右の場合には、 割賦販売業者は民法第四一六条に基づき損害賠償請求することになる。 なぜなら、 解除時が契約締結直後であれば返還される商品が新品同様だからである。 割賦販売法六条によって損害賠償等の制限をすべきではなく、 福島地裁都山支部判昭和三五年一一月一八日下級裁民事裁判例集一○巻一一号二四五 大阪 地判昭和四一年五月二三日判例時報四六一号四七頁)。 いかなる損害賠償の予定ないし違約 民法四二〇条一項及び民 金の定めをしても有 公序良俗違反に 損害賠償の予

七月九日の法律第五九七号によるフランス民法一一 右両規定が強行法規化された(野村豊弘「フランスにおける最近の民法典改正」日仏法学一〇号八八―九四頁参照)。 不当に多額な賠償額の予定につき 裁判 所に よる減額を認容するドイッ民法三四三条及びスイス債務法一六三条三項に 民法四二〇条一項を制限的に解釈しようとする私の立場は、 日本民法四二〇条一項の母法たるフランス民法は裁判所による賠償額の改訂を許さなかった。 五二条及び一二三一条の改正で、 比較法的にも是認されるのではなかろうか。 合意された損害額の改訂権限が裁判 しかしながら、 所 九

- 27 によるこの権利の行使が権利濫用として制限されることもある」と述べる。正当と考える。 払遅滞による期限の利益喪失条項が常に有効であるというわけではない。残代金額、遅延の理由、 谷川・前掲論文・大阪市大法学雑誌一○巻三号八四頁は、購入者のために商行為となる場合であるからといって「一回の賦払金支 遅延の程度如何によっては、売主
- lich) でも職業的 (beruflich) にでもなく生じていることが、 53. Deutschen Juristentag, 1980, S. 30 は、消費が、私的に (privat) に、 すなわち公的 (öffentlich) でなく、また営業的 (gewerbche Maßnamen empfehlen sich zum Schutz der Verbrauchers auf dem Gebiet des Kosumentenkredits? Gutachten zum 的消費のため (zum persönlichen Verbrauch=individuelle Konsumtion) の信用と解しているのに対して Walter Hadding, Wel-Verbraucherverschuldung, 1979, S. 106-107 が消費者信用を個人的な利用のため (zur persönlich Verwendung) の信用、 von Hippel, Verbraucherschutz, 2. Aufl., 1979, S. 179 及ら Udo Reifner, Alternatives Wirtschaftrecht am Beispiel der 満たす場合を消費者契約であると定義したが、本稿においてもこの定義は維持される。 する商品・サービスの最終的消費のための信用を消費者信用であるとする点で注目される。 いて契約を締結し、 すでに、 拙稿「ローン提携販売の法的構造に関する一考察☆」北大法学論集三○巻二号六頁において、④自己の営業過程以外にお かつ契約の相手方が事業者であること、②当該契約の目的物が営業目的に使用されないこと、以上二つの要件を 消費者信用であるか否かの決定的基準となると解し、 私的必要に奉仕 なお、この点につき、西ドイツでは、Eike

≪Summaries of Contents≫

Konsumentenkredit in Japan und die §§ 5, 6 des Gesetzes über die Abzahlungsgeschäfte (1)

Emiko Сніва*

- 1. Problemstellung
- Die Meinung der Gesetzgebers über den Anwendungsbreich der §§ 5, 6 AbzG
- 3. Die personellen Grenzen des Anwendungsbereich (in diesem Heft)
- 4. Die sachlichen Grenzen des Anwendungsbereich
- 5. Ergebnisse
- In Japan erfüllen gleichfalls Warenkredit und Geldkredit an Verbrauchern dieselbe Funktion. Verbraucher können Waren auf Ratenzahlungen in der ersteren und in der letzteren Kreditform kaufen. Der Verbraucher-Teilzahlungskunde ist im einen wie im anderen Fall gleich schutzbedürftig vor einseitigen Gunsten des Verkäufers und des Kredit-Eine Beschränkung der gesetzlichen Schutzmaßnahmen auf den Fall des Abzahlungskaufs würde die Kreditgeber zu einer Flucht in andere Kreditformen veranlassen. Gerade deshalb weist man in Japan gleich wie in den anderen hoch entwickelten kapitalistischen Staaten auf die Notwendigkeit eines umfassenden Schutzes des Verbrauchers, der der Kresitnehmer ist, hin. Eine Regelung soll geschaffen werden, die zumindest alle Ratenkredite erfaßt. In diesem Fall handelt es sich darum, welche Vorschriften tatsächlich vorgelegt werden sollten. Man hat zu erwägen, ob die überkommenen Schutzvorschriften für Abzahlungskäufer zum Verbraucherschutz zweckmäßig sind und ob diese Vorschriften auf alle Formen des Konsumentenkredits erstreckt werden könnten und sollten.

Unter diesen Gesichtpunkten sollte hier in der vorliegenden Arbeit versucht werden, den Anwendungsbereich der §§ 5, 6 des Gesetzes über die Abzahlungsgeschäfte aufzuklären. Im Vergleich zum japanischen Zivil-

^{*} Assistentin an der Juristischen Fakultät der Universität Hokkaido.

recht geben die §§ 5, 6 des AbzG dem Abzahlungskäufer den folgenden Schutz: sowohl der Rücktritt vom Abzahlungsgeschäft bei Verzug des Käufers wie die Abrede, daß bei Zahlungsverzug die ganze Restschuld vorzeitig fällig werden soll, sind erst gültig, wenn der Verkäufer ihm zur Leistung des Ratenbetrags eine Frist von über 30 Tagen gewährt hat und die Leistung nicht in dieser Frist erfolgt ist (§ 5 I, II AbzG); trotz einer Vereinbarung einer Schadenspauschale oder einer Vertragsstrafenabrede darf der Verkäufer nicht den Schadenersatz oder die Vertragsstrafen über den im § 6 AbzG bestimmten Betrag hinaus nach dem Rücktritt verlagen. Inwieweit diese Bestimmungen des AbzG dem Zivilrecht vorgehen, hängt davon ab, ob ihre personellen und sachlichen Voraussetzungen gegeben sind. Dies ist auf der anderen Seite eine Frage der einzelnen entsprechenden Tatbestandsmerkmale.

2. Wie hat der Gesetzgeber die Grenzlinie für den Anwendungsbereich der §§ 5, 6 des AbzG, das im Jahr 1965 erlassen wurde, festgelegt?

Der Meinung des Gesetzgebers nach weden zunächst die personellen Grenzen des Anwendungs ber eichsder Vorschriften durch§ 8 Nr. 4 & 5 AbzG bestimmt. Danach sind die §§ 5, 6 des AbzG unanwendbar auf die folgenden Abzahlungskäufe: auf einen Abzahlungskauf zwischen einer Gesellschaft (festgelegt im betreffenden Sondergesetz) und ihrem Gesellschaftsmitglied; auf einen zwischen einer Gewerkschaft und ihrem Gewerkschaftmitglied; auf einen zwischen einem Unternehmen und seinem Angestellten. Weiter ist die Anwendung § 5 I, II AbzG ausgenommen, wenn ein Abzahlungskauf ein Handelsgeschäft nicht nur für den Verkäufer, sondern auch für den Käufer ist (§ 5 III AbzG). Einerseits handelt es sich darum, ob die §§ 5, 6 AbzG den Schutz allen Verbrauchern die Abzahlungskäufer sind, geben, und anderseits ob §6 auch anwendbar ist, wenn ein Abzahlungskauf ein beiderseitiges Handelsgeschäft ist. Was die Geschäftsform betrifft, sind die §§ 5, 6 AbzG der Absicht des Gesetzgebers nach anwendbar nur auf einfache Abzahlungskäufe. Durch das Änderungsgesetz aus dem Jahr 1972 wurde freilich die Rechtsstellung des Käufers verbessert und der "Käferschutz" wurde klar zum Ziel des Abzahlungsgesetzes. Jedoch ändert es nichts an dem sahlichen Anwendungsbereich der §§ 5, 6 AbzG. Deshalb soll die Problematik behandelt werden, ob und inwieweit die §§ 5, 6 analog auf andere Kreditformen anwendbar seien.

3. (1) §8 Nr. 4 & 5 AbzG haben zur Voraussetzung, daß keine Konflikte zwischen der betreffender Organisation und ihrem Mitgliedern entstehen,

wenn sie ein Abzahlungsgeschäft abschließen. Denn die Mitglieder organisieren und verwalten sich selbtständig um ihre gemeinschaftliche Zwecke zu verfolgen. Deshalb sind die Grenzlinien für den personellen Anwendungsbereich gemäß § 8 Nr. 4 & 5 AbzG festgelegt um diesen Organisationen ihre Autonomie zu sichern.

In wirklichkeit aber erwachsen Gefahren für diese Abzahlungskäufer aus der überlegene Stellung der Organisationen (z. B. die Gesellschaften von mittleren und kleinen Unternehmen). Dem Abzahlungskäufer in einem einzelnen Vertragsverhältnis geben §§ 5, 6 den bestimmten Schutz vor einseitigen Gunsten des Verkäufers. Meiner Meinung nach sollten die Abzahlungsgeschäfte zwischen den Organisationen und ihren Mitgliedern nicht ganz vom Anwendungsbereich des Abzahlungsgesetzes ausgenommen werden. § 8 Nr. 4 & 5 AbzG sind dahin zu verstehen, daß diese Abzahlungsgeschäfte weder unter die Verwaltungskontrolle noch unter die strafrechtliche Kontrolle, jedoch unter die zivilrechtliche Kontrolle gemäß dem Abzahlungsgesetz fallen sollen.

- (2) Die dem § 5 III AbzG entsprechende personelle Grenze ist nicht durch § 6 AbzG bestimmt. Gemäß § 5 III sind Abzahlungsgeschäfte unter den Kaufleuten zum Betriebs ihres Handelsgewerbes vom Anwendungsbereich des § 5 ausgenommen. Es ist zu fragen, ob § 6 auch anwendbar sei, wenn ein Abzahlungsgeschäft ein Handelsgeschäft auch für einen Käufer d. h. ein beiderseitiges Handelsgeschäft ist.
- § 6 AbzG ist eine Sonderregelung für § 420 I des Zivilsgesetzbuchs. Danach dürfen die Verkäufer weder eine Vereinbarung einer überhöhten Schadenspauschale treffen noch eine überhöhte Vertragsstrafenabrede führen und solche Vereinbarungen werden ungültig. Die Richer können den Schadenersatz oder die Vertragsstrafen auf den im § 6 AbzG bestimmten Betrag herabsetzen. Außerdem gibt § 6 dem Käufer einen solchen Schutz, daß die Regelungen über den Betrag an sich mehr als der Grundsatz des Schadenersatzes gemäß § 416 des Zivilsgesetzbuchs beschränkt werden.

Was den personellen Anwendungsbereich betrifft, ist § 6 AbzG auszulegen, daß § 6 AbzG wie § 5 AbzG unwendbar ist, wenn ein Abzahlungsgeschäft ein beiderseitiges Handelsgeschäft ist. Im diesem Sinn kann man sagen, daß die überkommenen Schutzvorschriften für die Abzahlungskäufer d. h. §§ 5, 6 AbzG Schutzvorschriften für die Verbraucher sind.

(Fortsetzung folgt)